

(趣 旨)

第1 群馬大学（以下「本学」という。）の全学的な研究・産学連携活動の拠点として、研究・産学連携推進機構（以下「機構」という。）内の別表の施設（以下「施設」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用の目的)

第2 施設は、次の各号に掲げる研究等のために利用することができる。

- (1) 競争的資金の獲得による大型プロジェクト研究
- (2) 共同研究講座，共同研究部門において行う研究又は一千万円以上の共同研究
- (3) 本学の研究成果を基にした実用化研究及びベンチャー創出活動
- (4) その他研究・産学連携推進機構長（以下「機構長」という。）が特に認めた研究

(利用の資格)

第3 施設を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員，学生及びポストドクター
- (2) 本学との共同研究契約等に基づく企業等の共同研究員
- (3) 本学の研究成果に基づきベンチャー創出を目指す者
- (4) その他機構長が特に認めた者

(利用の申請)

第4 施設を利用しようとする者は、本学教職員名による別紙様式の利用申請書（以下「申請書」という。）を機構長に提出するものとする。

2 利用期間は、5年以内とする。ただし、機構長が特に認めた場合は、延長することができる。

(利用の承認)

第5 機構長は、第4の第1項により申請書の提出があったときは、群馬大学研究・産学連携推進機構会議（以下「機構会議」という。）の議を経て、利用の承認の可否の決定を行い、申請者にその旨を通知するものとする。

(変更の届出)

第6 利用の承認を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、別紙様式の申請書により、速やかに機構長に届け出なければならない。

(利用の報告)

第7 機構長は、毎年及び必要に応じて利用者に対し、利用に係る事項について報告を求めることができる。

2 毎年の利用報告書は別に定める。

3 利用者は、施設を利用して行った研究等の成果を論文等により公表する場合は、施設を利用した旨を明記し、その論文等の写しを機構長に提出しなければならない。

(利用の中止)

第8 機構長は、利用者に次の各号に掲げる行為があったとき又は利用者が管理運営上支障がある研究，活動等を行い、若しくは行うおそれがあるときは、施設利用を中止させるものとする。

- (1) 申請書に虚偽があったとき。

- (2) 利用の承認を受けた研究又は活動以外に利用したとき。
- (3) 利用の承認を受けた以外の場所を無断で利用したとき。
- (4) 利用の承認を受けた全部又は一部を他の者に転貸して利用させたとき。
- (5) 施設（設備備品等を含む。）を滅失し、若しくは毀損したとき又は無断で改造、新設、若しくは移動したとき。

2 本学又は機構が、施設を廃止又は改修を行う場合、機構長は、施設利用を中止させることができる。

（施設の模様替等）

第9 利用者は、研究の遂行上、やむを得ず施設の模様替等を行う場合は、第4の規定による申請書に記載するとともに必要な図面等を提出しなければならない。

2 施設の模様替及び利用終了時に伴う原状回復に係る費用は利用者が負担するものとする。

（経費負担）

第10 利用者は、次の各号に掲げる経費を負担しなければならない。

(1) 1㎡当たりの基準額である月額400円に、利用する室の面積を乗じて算定した額

(2) 光熱水料

2 前項の経費は、利用の開始又は終了が月の中途の場合は、日割り計算により算出する。

3 第1項の経費は、機構長が特に必要と認めた場合は、経費の全部又は一部を免除することができる。

4 光熱水料の算定方法は別に定める。

（機器の搬入等）

第11 利用者は、機構長の承認を得て、研究に必要な機器類等を搬入することができる。

2 利用者は、利用終了時に搬入した機器類等を速やかに搬出しなければならない。

3 前2項に係る費用について、機構は一切負担しない。

（要項の遵守等）

第12 利用者は、この要項及び学内諸規程を遵守しなければならない。

2 機構長は、利用者が前項に違反し、又は運営に支障を与えるおそれがある場合は、利用の承認を取り消すことができる。

（損害の賠償）

第13 利用者が故意又は過失により施設又は設備を損傷した場合は、速やかに機構長に報告するものとし、機構長は、その賠償を求めることができる。

（雑則）

第14 この要項に定めるもののほか、施設の利用の運用に関し必要な事項は、別に定める。

（要項の改廃）

第15 この要項の改廃は、機構会議の議を経て、機構長が行う。

附 則

1 この要項は、平成29年2月1日に制定し、平成29年4月1日から施行する。

2 暫定措置として、第2の目的に該当しない者で平成28年度から引き続き29年度以降も当該施設の利用を希望する者は機構長に申請書を提出し、利用者として継続利用することができる。ただし、新たに第2の目的に該当する当該施設の利用者が現れた場合、3ヶ月以内に施設を明け渡すものとする。

3 暫定措置による利用の場合、負担する経費に関して機構長は第10の第3項を適用するものとする。

施設一覧表

棟名称	階層	室名	面積(m ²)	利用料(円)			備考
				単価	月額	年額	
A棟	1	実験研究室(1)	90	400	36,000	432,000	
"	1	客員教授室	25	400	10,000	120,000	
"	2	実験研究室(2)	90	400	36,000	432,000	
"	2	恒温恒温室	37	400	14,800	177,600	
"	3	エアシャワー 更衣	9	400	3,600	43,200	
"	3	前室	4	400	1,600	19,200	
"	3	実験研究室(4)	77	400	30,800	369,600	
"	3	クリーンルーム	37	400	14,800	177,600	
B棟	1	創造開発室 (101)	64	400	25,600	307,200	
"	1	創造開発室 (102)	64	400	25,600	307,200	
"	2	創造開発室 (202)	64	400	25,600	307,200	
"	3	創造開発室 (301)	64	400	25,600	307,200	
"	3	創造開発室 (302)	64	400	25,600	307,200	
"	1	創造開発室 (303)	30	400	12,000	144,000	
"	1	創造開発室 (304)	30	400	12,000	144,000	
"	1	創造開発室 (305)	30	400	12,000	144,000	
"	1	創造開発室 (306)	30	400	12,000	144,000	
C棟	1	実験室1	138	400	55,200	662,400	

施設一覧表

棟名称	階層	室名	面積(m ²)	利用料(円)			備考
				単価	月額	年額	
	1	実験室2	112	400	44,800	537,600	
	2	シミュレーション室	117	400	46,800	561,600	
	2	ATM	21	400	8,400	100,800	
	2	化学室	10	400	4,000	48,000	
	2	暗室	4	400	1,600	19,200	
	2	機器工作室	21	400	8,400	100,800	
	2	研究員室	35	400	14,000	168,000	
	2	評価・計測室	77	400	30,800	369,600	
	3	実験室3	93	400	37,200	446,400	
	3	更衣室	16	400	6,400	76,800	
	3	クリーンルーム1	122	400	48,800	585,600	
	3	前室	4	400	1,600	19,200	
	3	クリーンルーム2	109	400	43,600	523,200	

利用申請書 (新規 ・ 変更)

研究・産学連携推進機構長 殿

申請者(教職員)	印
所属又は名称	
職名又は役職	
氏 名	
連絡先	TEL Eメール

	所 属	職名等又は学籍番号	氏 名	連絡先:TEL&Eメール
申請者以外の利用者				
利用室名	棟名称	室名	面積	
搬入機器等	品 名	規 格	数 量	模様替等の有無
利用目的	※要項上の規定条項を記載ください。(例:研究・産学連携推進機構施設利用要項第2第1号)			
利用名称	※プロジェクト名, 競争的資金の名称, 共同研究の課題名, 実用化研究名及びベンチャー事業名を記載ください			
利用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (最大, 5年以内とすること。)			
目的外利用	要項附則第2項に関して了承します。			氏名 印
利用目的が要項第2第3号の場合の説明 (本学の研究成果を 基にした実用化研究 及びベンチャー事業)				
利用概要				
利用計画				
関連する特許等の出願, 取得状況				
経費の納入形式	○を付けて下さい ・企業又は個人が直接納付 ・教員が研究費等から納付(研究費の種類:)			

※ 記載する内容により, 適宜様式の行数を変更して作成する。